

「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案」に関する
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 実施期間等

- ・意見募集期間：令和3年12月22日（水）～令和4年1月21日（金）
- ・意見募集の周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

- ・4件（※1件は「異論なし」の旨）

3. 提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	「処理の根幹となる設備」及び「当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く」の具体例を追加していただきたい。	2	「処理の根幹となる設備」及び「周辺地域の生活環境に対する影響が増大しない変更」の具体例については、今後関連するガイドラインにおいて示す予定です。
2	「処理の根幹となる設備」について、型番やスペックが同じ機種へ更新する場合は変更許可ではなく変更届出でよいのではないかと。今回の改正がこの主旨を含むものであればその旨を改正内容に明記願いたい。	1	汚染土壌処理施設の設備及び部品等を同一のものに交換する場合は、汚染土壌処理施設の変更の許可又は届出に係る事項の変更を伴わないため、当該変更の許可申請及び届出を要しません。 上記内容については、今後関連するガイドラインにおいて示す予定です。